

平成24年度 活動計算書

平成25年1月8日から平成25年6月30日まで

特定非営利活動法人CWS Japan

(単位:円)

科 目	金 額	金 額	金 額
I 経常収益			
1 事業費			
受取補助金	15,569,809	15,569,809	
2 管理費			
受取利息	12	12	
経常収益計			15,569,821
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	3,729,959		
法定福利費	332,531		
人件費計	4,062,490		
(2) その他経費			
地代家賃	452,078		
渡航費	1,064,500		
研修開催費	359,227		
宿泊費	284,210		
旅費交通費	277,154		
印刷製本費	173,016		
ドキュメンタリー作成費	119,880		
出張時食事手当	97,226		
什器備品費	67,436		
翻訳通訳費	63,000		
消耗品費	24,760		
会議費	11,735		
海外旅行傷害保険費	4,710		
通信運搬費	3,050		
雑費	400		
その他経費計	3,002,382		
事業費計		7,064,872	
2 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	435,688		
法定福利費	48,383		
人件費計	484,071		
(2) その他経費			
地代家賃	113,018		
什器備品費	131,865		
通信運搬費	104,132		
教育研修費	43,000		
雑費	38,464		
支払い手数料	16,455		
消耗品費	15,120		
租税公課	6,750		
その他経費計	468,804		
管理費計		952,875	
経常費用計			8,017,747
当期経常増減額			7,552,074
III 経常外収益			
受取補償金	300,000	300,000	
経常外収益計			300,000
税引前当期正味財産増減額			7,852,074
法人税、住民税及び事業税			-
当期正味財産増減額			7,852,074
設立時正味財産額			-
次期繰越正味財産額			7,852,074

平成24年度 貸借対照表

平成25年6月30日現在

特定非営利活動法人CWS Japan

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	7,214,588	
前払費用	210,672	
流動資産合計		7,425,260
2 固定資産		
(1) 投資その他の資産	-	
敷金	613,500	
投資その他の資産計	613,500	
固定資産合計		613,500
資産合計		8,038,760
II 負債の部		
1 流動負債		
預り金	186,686	
流動負債合計		186,686
負債合計		186,686
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	-	
当期正味財産増減額	7,852,074	
正味財産合計		7,852,074
負債及び正味財産合計		8,038,760

平成24年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 CWS Japan

1. 重要な会計方針
計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日・2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によつてい
ます。

(1) 固定資産の減価償却の方法
取得金額10万円以上の什器備品を固定資産とし、定額法によつて、減価償却しますが、当期該当する什器備品はありま
せんでした。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 事業別損益の状況

当期における、収入及び支出は東日本大震災被災者支援事業のみです。

3. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。

当法人の正味財産は7,852,074円ですが、そのうち7,552,074円は、下記のように使途が特定されています。

したがって使途が制約されていない正味財産は300,000円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
東日本大震災被災者 支援事業	-	15,569,821	8,017,747	7,552,074	
合計	-	15,569,821	8,017,747	7,552,074	

4. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
投資その他の資産						
敷金	-	613,500	-	613,500	-	613,500
合計	-	613,500	-	613,500	-	613,500

平成24年度 財産目録

平成25年6月30日現在

特定非営利活動法人CWS Japan

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
手元現金	29,932	
みずほ銀行普通預金	7,184,656	
前払費用		
7月分事務所家賃	95,287	
労働保険料前払分	115,385	
流 動 資 産 合 計		7,425,260
2 固定資産		
(1) 投資その他の資産計		
敷金		
東京YWCA会館敷金	544,500	
社宅敷金	69,000	
投資その他の資産計	613,500	
固 定 資 産 合 計		613,500
資 産 合 計		8,038,760
II 負債の部		
1 流動負債		
預り金		
社会保険料個人負担分	186,686	
流 動 負 債 合 計		186,686
負 債 合 計		186,686
正 味 財 産		7,852,074

独立監査人の監査報告書

平成26年1月27日

特定非営利活動法人 CWS Japan

理事長 ファルーク・マービン・パルベーズ 殿

公認会計士 今西浩之事務所

公認会計士

今西浩之

私は、特定非営利活動法人CWS Japanの平成25年1月8日から平成25年6月30日までの平成24年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、活動計算書及び計算書類に対する注記並びに財産目録（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

計算書類等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人の会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人CWS Japanと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上